

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

音楽電子事業協会 製品安全・環境委員会の活動と 環境規制の動向と取組み

(一社)音楽電子事業協会 製品安全・環境委員会
委員長(ローランド(株)) 鈴木 重治 (すずき しげはる)
副委員長(ヤマハ(株)) 片岡 茂樹 (かたおか しげき)
委員((株)コルグ) 浅賀 善和 (あさが よしかず)
専務理事 水野 滋 (みずの しげる)

コロナ禍において、生活様式の変化を求められましたが、その中で新たな趣味として「楽器演奏」を始めた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、その楽器の中でも電子楽器事業を行う企業の業界団体である、一般社団法人音楽電子事業協会さまのお話をお伺いしました。これまで、そして現在の製品安全・環境委員会での部会活動や、注目されている規制の動向などを教えて頂くことができました。



一般社団法人音楽電子事業協会 (AMEI) 製品安全・環境委員会

—— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず、一般社団法人音楽電子事業協会(AMEI)さまについてお教えいただきたいと思います。設立の歴史からお伺いできますでしょうか。

水野 我々、一般社団法人音楽電子事業協会(AMEI (アメイ))は、1996年4月1日に設立された団体で、まずは社団法人として始まり、その後2012年に一般社団法人となりました。電子楽器を量産し、一般の電子機器と同じように流通させていく等、業界の発展を目的として、電子楽器を製造する企業を中心となって設立されました。初めは十数社から始まった団体ですが、今は電子楽器や関連機器に関わる25社が会員企業となっています。

製品安全の委員会は設立時から活動しており、月に1度集まり、製品安全に関する情報共有を活動のメインとしていました。当時は、特にヤマハさんに情報提供いただいて、業界としての理解を深めていました。現在は製品安全・環境委員会の専門部会(製品安全規格部会・環境問題研究部会)がそれぞれ年4回のミーティングを行っています。当初から変わらず、各社で国内外の情報を持ち寄って情報共有や意見交換をし、電子楽器と関連機器の安全性確保・環境問題への対応を検討して、その後、自社の製品製造に活かしています。

浅賀 私が委員会の活動に参加し始めた2010年ごろは2か月に1度ほどの頻度で集まっていたのですが、設立当初はそれよりも多く頻りに集まっていたのですね。

水野 そうですね。月に1回は集まり、情報共有をしていました。

—— 水野さまは、当時の様子をご存じですが、当時から事務局としてご活躍なされていたのでしょうか。

水野 いえいえ、事務局として携わったのはここ10年ほどです。それ以前は、コルグさんの設計担当として、AMEIの活動に参加していました。その時は、容器包装リサイクル法の改正に伴う事業者負担や国への報告について取り組んでいました。

—— ありがとうございます。会員企業の25社が製品安全・環境委員会の部会活動に参加されているのでしょうか。

鈴木 それぞれの部会活動に参加されているのは、会員企業の中でもハードウェアメーカーである9社です。コロナの影響によってオンラインで部会活動をしていましたが、今年(2023年10月)から対面でのミーティングを再開しました。

—— 製品安全・環境委員会では、どのような規制を取り上げ、情報交換されているのでしょうか。

片岡 環境問題研究部会としては、やはりEUのRoHS、REACH、米国のTSCAはもちろん、PFAS(有機フッ素系)規制動向、プラスチックリサイクル、エコデザイン指令など取り上げる話題は多いです。

鈴木 製品安全規格部会では、リチウムイオン電池規制について気にしています。さらに、欧州電池規則も注目ですね。そのほか、電子機器の国際規格や各国の認証規格の動向についても継続的にチェックしています。

部会のメンバーがそれぞれこれらに関連した情報を持ち寄って、電子楽器としての解釈を確認したり、意見交換したりして部会が進められています。

— ありがとうございます。規制の動向については後程、また詳しく伺いたいと思います。ところで、日本企業が製造・販売する電子楽器はグローバルに展開されているという認識でよろしいでしょうか。

鈴木 EU、米国、中国の市場規模が大きい地域はもちろん、そのほかの国でも市場導入している企業さんが多くいらっしゃると思います。日本の電子楽器の世界的なシェアは高いですね。

水野 米国やEUの楽器メーカーでは社長さん自ら発明した楽器を販売するようになった企業さんがあるのに対して、日本の楽器メーカーは量産体制・販売体制を整えた上で、製造・販売をすることがほとんどなので、シェアを獲得できているのだと思います。

他団体との協力やこれまでの委員会活動

— 電子楽器も電子機器ですが、そういった面で電子機器の他団体さんとの協力や情報交換の機会などは設けていらっしゃるのでしょうか。

鈴木 製品安全規格部会では、JEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会)さんのEMC委員会マルチメディアEMC専門委員会にAMEIとして参加しています。さらに、JBMIA(一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)さんのIEC/TC108国内委員会(第108委員会)へもAMEIとして1名参加し活動をしています。

片岡 環境問題研究部会としてはありませんが、それぞれの企業が他団体での活動もしています。弊社はJMC(日本機械輸出組合)さんに参加しています。

浅賀 以前は、JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)に環境問題研究部会から参加していたことがありました。ご存じの通りJIG-201(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)を最後に、国際規格であるIEC 62474に引き継がれ、JGPSSIは解散となりましたので、現在部会として参加しているものはありません。JGPSSIへは私がAMEIの担当として参加していました。製品含有化学物質管理の情報伝達ということで

は、我々も電子電気機器と同じく歩んできたといえます。

— 電気用品安全法におけるPSEマークについて、ビンテージの電子楽器はマークなしで販売ができる例外承認制度がありますが、こちらへの取組みは行われたでしょうか。

鈴木 私自身その頃はまだ製品安全規格部会に参加していなかったのですが、ビンテージ電子楽器の例外承認制度にむけて2006年当時、AMEIの製品安全規格部会として、経産省への働きかけを行ったと聞いています。

浅賀 当初は、ビンテージ電子楽器についてもPSEの認証を必要とするという話でしたが、既に出回っているビンテージのものについて誰がどう審査するのか、安全の担保はどうするのかという話し合いがされ、ビンテージ電子楽器の認証は現実的でないと判断されたと聞いています。そのため、現在は経済産業大臣に申請をして承認を受けることにより、ビンテージの電子楽器をPSEマークなしで販売することができるようになってきました。

特集 1

ナノマテリアルをめぐる規制の動向

(一社)ナノテクノロジービジネス推進協議会 社会受容・標準化委員会

杉浦 琴(すぎうら こと)

奥田 雅朗(おくだ まさあき)

米田 正(よねだ ただし)

長島 敏夫(ながしま としお)

石井 伸晃(いしい のぶあき)

はじめに

ナノテクノロジービジネス推進協議会はナノテクノロジーに関するシーズ・ニーズのマッチングの促進により、新たな産業の創生を図り、ナノテクビジネスの発展と豊かな国民生活の実現を目指すことを目的に 2003 年 10 月に設立された。その後、2008 年 12 月からは一般社団法人として活動している。協議会内に、社会受容・標準化委員会が設置され、ナノマテリアル及びその使用製品の利用促進のため、関係府省及び研究機関等と協力して、ナノマテリアル等に関する基本的知識、安全性情報などの整備・共有を図るとともに、規制等に対してナノマテリアル業界としての立場からの提言を行っている。国際市場・流通環境整備の観点から、ISO/TC229 や OECD/WPMN 等における標準化活動にも参画している。特に社会受容・標準化委員会傘下のナノマテリアル安全分科会は、2017 年 10 月に設立され、ナノマテリアルの製造者及び使用者等、31 社の企業とオブザーバー 11 団体から構成さ

れており、大きく三つの主課題を設定し、活動を継続している。「ナノマテリアルの有害性評価に関する主課題」、「ナノマテリアルのリスク評価に関する主課題」及び「ナノマテリアル等に係る各国の規制動向等の調査(情報収集と必要に応じ提言)」である。また、社会受容・標準化委員会傘下の CNT 分科会では、欧州における CNT(カーボンナノチューブ)の規制案件に関して、産学官連携で対応している。

今回は、社会受容・標準化委員会で深く関わっている各国のナノマテリアルの規制動向について紹介する。

1. ナノマテリアルの一般的定義(ISO)

ナノマテリアルの定義は、各国及び各国の分野や法律により異なっているものの、「ISO/TS 80004-1 Nanotechnologies — Vocabulary — Part 1: Core terms」が基本となっている。ISO/TS 80004-1 によるナノマテリアルの定義を以下に示す。

ISO/TS 80004-1 におけるナノマテリアルの定義
何らかの外径寸法がナノスケールであるか、またはナノスケールにある内部構造若しくは表面構造を有する材料
この用語にはナノ物体及びナノ構造材料を包含する

- ナノ物体: 一つ、二つまたは三つの外径寸法がナノスケールである材料
- ナノ構造材料: 内部ナノ構造または表面ナノ構造を有する材料
- ナノスケール: 概ね 1 nm ~ 100 nm までのサイズ範囲
- ナノ構造: 相互に関連した(inter-related)構成要素の組み合わせであり、これら要素の一つまたは複数がナノスケール域にあるもの

上記に基づき、これまで欧州や米国、日本等においても、各法律の枠組みに即したナノマテリアルの定義付けが行われている。

2. 欧州

欧州では、化学物質管理に係る規制である REACH 規則(Registration, Evaluation, Authorisation, Restriction and Chemicals; 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)において、2020 年 1 月 1 日よりナノマテリアルに対して個別の情報要件が追加されすでに運用が開始されている。また、その他複数の個別製品規制においても、ナノマテリアルは何らかの形で規制の対象となっており、現在、REACH 規則以外には、殺生物性製品規則、医療機器規則、化粧品規則、新規食品規則、消費者への食品情報の提供に関する規則、乳幼児向け食品、特別な医療目的の食品、及び体重管理のための全食事代替品に関する規則、RoHS 指令において、ナノマテリアルが規制対象として扱われている。

2.1 欧州全体での化学物質管理規制における動き

欧州では 2019 年 10 月に公表された欧州化学物質戦略により、これまで欧州において、ナノマテリアルに係る各規制での扱いが、規制毎に異なっている実態を見直し、「1 物質 1 評価」の方向へ進む方針が示され、その一環として、ナノマテリアルの定義について、EU 化学物質法全体で一貫した用語を使用する必要がある

あることが指摘された。これにより、欧州では、ナノマテリアルの定義も含め、規制間でのナノマテリアルの扱いに関する検討が開始されている。

2.2 ナノマテリアルの定義

2.2.1 欧州ナノマテリアル定義勧告

欧州では、2011 年に「ナノマテリアルの定義勧告」(Recommendation on the definition of a nanomaterial (2011/696/EU))(以降、2011 年欧州ナノ定義勧告、と呼ぶ)が策定され、ナノマテリアルについて定義づけが行われた。その後、欧州内ではナノマテリアルの定義に関しては見直すべきであるとの議論があり、欧州委員会の共同研究センター(JRC)を中心として、ナノマテリアルの定義の見直しに関する検討が行われた。その結果、2022 年 6 月 10 日に欧州委員会(EC)は新しい勧告「COMMISSION RECOMMENDATION of 10.6.2022 on the definition of nanomaterial」(以降、2022 年更新欧州ナノ定義勧告、と呼ぶ)を発表した。2011 年欧州ナノ定義勧告におけるナノマテリアルの定義は、ナノマテリアル及びナノテクノロジー全般に関連するサイズ範囲が 1 nm ~ 100 nm の範囲であるというコンセンサスに沿うものであった。この定義は、閾値を含む最初の定義の一つであり、粒子の十分重要的割合がナノスケールの範囲にある(※この場合は、1 nm ~ 100 nm の粒子が数サイズ分布で 50 % 以上を占める、と定義している)粒子状物質に限定している。この閾値は、この定義に規制的な意味での強制力を持たせるために必要とされていた。また、この定義はハザード/リスクとの関連で設定されることを意図しておらず、「バルク」とは特性が異なると予想される材料のクラスの区切りを示すことを意図していると欧州委員会は説明していた。したがって、ナノマテリアルに特化した規定で定められる特定の精査が必要になる場合がある、と説明していた。さらに、安全性の観点からは、材料/製品中のナノスケール粒子を評価前に特定し、最適な方法を確実に採用することが重要であるとの考え方が示されていた。なお、この 2011 年欧州ナノ定義勧告は、欧州の規制(REACH 規則、殺生物性

特集 2

カナダ環境保護法 (CEPA) の概要と最近の動向

(株)三菱ケミカルリサーチ 化学品コンサルティンググループ
グループリーダー 栢田 基司 (ますだ もとし)
欧米チームリーダー 吉村 奈緒子 (よしむら なおこ)
時見 博子 (ときみ ひろこ)
長元 加奈子 (ながもと かなこ)
細川 説子 (ほそかわ せつこ)

はじめに

約 30 年以上前に制定され、今年 6 月に 20 年以上ぶりに改正されたカナダ環境保護法 (CEPA) について、その法規制の概要と最新の規制動向を紹介する。さらに新規化学物質届出や重要新規活動 (SNAC) 規則への対応を行う際の注意点など、CEPA 対応のポイントを解説する。

1. カナダ環境保護法 (CEPA) の概要

カナダ環境保護法 (CEPA) は 1988 年 6 月に制定され、国内物質リストを整備して 1994 年 7 月から新規化学物質届出制度が施行された。その後、1999 年 4 月に大幅に改正され、「1999 年カナダ環境保護法 (CEPA1999)」として 2000 年 3 月から施行された。CEPA1999 は持続可能な開発に貢献するための汚染防止、環境と人の健康の保護に関する法律であり、同法に基づいて有毒であると判明した物質を管理すること

を定めている。

所管当局はカナダ環境・気候変動省 (Environmental and Climate Change Canada) とカナダ保健省 (Health Canada) で、主な規制内容は以下である。

- ✓ 新規化学物質の製造前届出 (新規化学物質届出規則: 化学品およびポリマー)
- ✓ 重要新規活動 (SNAC)
- ✓ 個別規制物質 (特定有毒化学物質禁止規則) など

2. カナダの化学物質インベントリー¹⁻⁴⁾

カナダには、国内収載物質リスト (DSL: Domestic Substances List) と国内未収載物質リスト (NDSL: Non-domestic Substances List) の 2 つのインベントリーがあり、どちらのインベントリーにも物質名が公表された物質のほか、物質名をマスクした物質も収載されている。2023 年 9 月現在、DSL は 28,671 物質、NDSL は 49,268 物質が収載されている。

2.1 国内収載物質リスト(DSL)

DSLは、カナダで製造/輸入されている物質が収載されているリストである。1984年1月から1986年12月までにカナダで商取引があったとみなされた約23,000物質が1994年5月に公表され、その後、約6-8週間ごとに改訂され、収載物質の情報の更新または削除が行われている。これらのDSLの修正情報は官報(Canada Gazette)に公表される。

DSLに未収載の物質はカナダでは新規化学物質とみなされ、CEPAの下位法である新規化学物質届出規則(New Substances Notification Regulations(Chemicals and Polymers))で後述する情報を含めた届出が必要である。また、DSLの収載物質のうち、例えばSのフラッグが付いた物質は重要新規活動(SNAc)要件の対象になり、重要新規活動届出(SNAN)が必要となる。DSLなどカナダの規制物質に関する情報は図表1のウェブサイト(<https://pollution-waste.canada.ca/substances-search/Substance?lang=en>)にて検索することができる。

DSLには、正式な化学物質名ではなく一般化してマスクされた物質名も収載されている。新規化学物質届出の際に、マスク名規則(Masked name regulations)に

準拠して命名したマスク名を用いることで、秘密扱いでDSLに収載するよう要求することができる。このマスク名の使用が許可されると、マスク名を使用した物質の識別番号が付与される。

2.2 国内未収載物質リスト(NDSL)

カナダでは新規化学物質届出規則で指定された数量を超えて商業的に使用されていないが、国際的に商業使用されていると知られている国内未収載物質リスト(NDSL)もある。実際には、このリストは米国TSCAインベントリー収載物質のリストであり、TSCAインベントリーの公開の部に最低1年間の収載後に、このNDSLへ収載される。ただし、TSCAでリスク管理措置がとられた物質(SNUR等が発行された物質)はNDSLには収載されない。さらに、TSCAインベントリーの秘密の部に収載された物質は、公開の部の物質と同じように自動的にNDSLに収載されないため、NDSLに収載させるにはNomination Form(旧Form C)を提出する必要がある。その場合、NDSLに正式な化学物質名を公開して収載を希望する場合であっても、Nomination Formの提出は必要となる。

Substances Search

The information is current as of September 18, 2023*. Some substance lists may have changed since this date. For updated substance lists, please contact substances@ec.gc.ca.
* Except for the Non-regulatory Instruments list

This is a search tool to look up substance names and substance identifiers that are referenced in various legislative or regulatory instruments or Government of Canada websites and that are included in the lists or groups set out in the pick-list below. To see which lists or groups are currently available, expand the "List or group" pick-list. Updates are made regularly and new lists and groups are added on an ongoing basis.

This information does not supersede or modify any act, regulation or legal obligation, including an obligation to comply under any instruments referred to under the *Canadian Environmental Protection Act, 1999* (CEPA), including statutory or legislative instruments. For example, whenever a substance is referenced in an act or regulation, or in an instrument or notice, the act, regulation, instrument or notice prevail. Although care has been taken to ensure the accuracy of information contained in this search tool, should any inconsistencies be found, the official versions of the text of the legislation, regulations, instruments, or notices, for example on the Justice website and Canada Gazette publications, prevail.

Given that substance names can vary widely, it is recommended to conduct separate searches of substance name(s) and any available substance identifier(s).

Search by list or group to view substance names and substances identifiers for the selected list or group.

Search by substance identifier (using one of the following formats) to view lists and groups available for the searched substance:

- Chemical Abstract Service Registry Number (CAS RN) (e.g. 50-00-0)
- Environment and Climate Change Canada Confidential Accession Number (e.g. 10000-1)
- National Pollutant Release Inventory Substance Identifier (e.g. NA-12)
- Enzyme Commission Number (e.g. 1.1.1.1)
- American Type Culture Collection (ATCC) Number (e.g. ATCC 11866)

Search by substance name by entering any part of a substance name to view a list of substance names containing that part. If multiple substance names appear, each one will need to be selected to view lists and groups available.

List or group:

図表1 DSLなどインベントリー収載物質やCEPA規制物質の検索サイト

特集3

リチウム電池の航空輸送 そのポイントと注意点

(一社)航空危険物安全輸送協会 主任研究員
久保山 潔(くぼやま きよし)

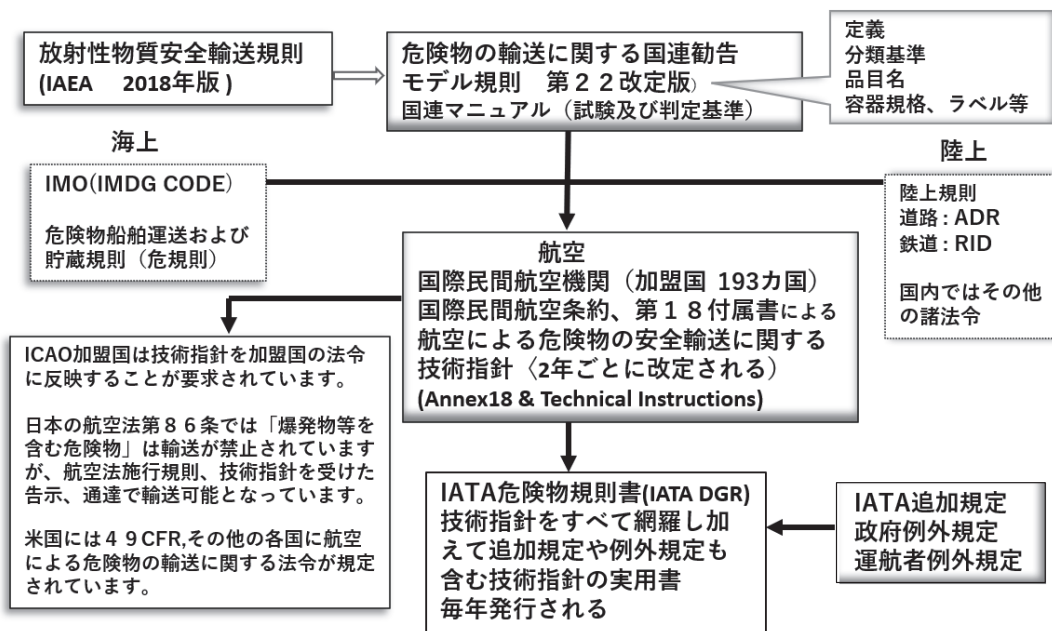
1. 危険物輸送の国際的な体系

リチウム電池を含む危険物の輸送に関しては、先ず全輸送モード(陸上・海上・航空)に共通して適用される国際的な規則である国連モデル規則および危険物の試験方法および判定基準をまとめた国連マニュアルがあります。また航空輸送に関しては上記を元にし、国連の専門機関である国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization(ICAO))が国際民間航空条約の第18付属書に基づき「航空による危険物の安全輸送に関する技術指針」(以降、「技術指針」)を作成しています。この技術指針は2年に1回、奇数年発効で改定されています。現在、ICAOには日本を含め193カ国が加盟していますが、加盟国は技術指針の内容を各加盟国の国内法に取り入れることが要求されています。

しかしながら、技術指針の内容が実務に不足な点があるため民間航空会社等の団体であるIATA(国際航空運送協会)が、技術指針の内容をすべて網羅し、加えて危険物の航空輸送に関し民間で蓄積された規定や、技術指針等とは異なる規定を例外規定と言いますが、国が定めた政府例外規定および航空会社(規則上、運航者と呼ばれます)が設けた運航者例外規定もすべて取り込んでIATA危険物規則書(「IATA DGR」、以降「規則書」)を編纂し発行しています。規則書は、言ってみれば技術指針の実用書です。この規則書は毎年、改定され発行されています(図表1)。

リチウム電池の取扱いに関しても、他の危険物と同様に規則書に詳細な規定が定められており、荷送人は規則書に従った取扱いを行うことが必要です。規則書には技術指針の内容が網羅されており、一方で各加盟国の国内法にはその技術指針が取り込まれているため、規則書に違反すると国の法令に違反することになります。罰則の対象になり得るので注意が必要です。

航空・海上・陸上の全輸送モードに共通する規則



図表1 規則の体系と適用

2. 危険物教育訓練

規則書では、規則に従って危険物が確実に輸送されるよう職務を遂行する従業員の雇用者は、危険物教育訓練プログラムを設定維持し従業員を教育訓練するか、雇用者のために開発された第三者教育機関(CBTA認定)を利用して教育訓練をすることが要求されています。なお、国内で危険物教育訓練を行う第三者教育機関(CBTA認定)には、一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)、一般社団法人航空貨物運送協会(JAFA)、NCA JAPAN株式会社があります。

3. 危険物としての位置づけ

リチウム電池は現在、個人用から産業用まで幅広い分野の電気製品等で利用されている物品です。危険物としてのリチウム電池の輸送に関しては1982年にICAOが初めて、小型を除くものは航空輸送禁止としました。当時はリチウムイオン電池は未だ商品化されておらず、金属電池のみの規制でした。その後、1990年にソニーが世界で初めてリチウムイオン電池

を商品化し、1991年からは国連番号も設けられ、それ以降、リチウム電池の輸送に関する規則は、国連番号の分化を含め度々、規定の改定が加えられてきています。荷送人がリチウム電池を航空輸送する場合にはその内容に応じて規則書に従って正しく取り扱うことが要求されています。

4. リチウム電池の試験等

リチウム電池を航空輸送するためには色んな要件がありますが、先ず最も基本的な要件として、国連マニュアル、Part III、Subsection 38.3に定められた試験に合格していることが求められます。試験に合格した単電池を2つ以上接続して作成される組電池も改めて試験を行い合格していることを確認する必要があります。リチウム電池に係る事故がなくならないため、2020年からは、2003年7月1日以降に製造されたりリチウム電池の製造業者および販売業者は国連マニュアルに指定されたような試験結果要約をインターネット等も使用して利用可能にしなければならないと規定されています(2023年からは、機器に組み込まれたボタ



欧州 CSRD/ESRS と企業における サステナビリティ情報開示の動向

Grant Thornton AG(ドイツ)
井上 広志 (いのうえ ひろし)

サステナビリティ情報の開示を促し透明性を高めようとする動きが世界的に広がりを見せ、徐々に厳しさを増しています。EUにおいても 2023 年 1 月に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効され、7 月には欧州委員会によってその下位に位置づけられる欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の採択がなされました。今後は CSRD の対象となる企業に対して ESRS に基づく報告が順次義務づけられることとなります。日本企業であっても適用対象になり得ることから、本誌の読者におかれては、CSR、環境部門の皆さまを中心に高い関心が窺われます。SSbD(Safe and Sustainable by Design)の関連事項として興味をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。今号では EU の動向に詳しいドイツ駐在の井上氏から、CSR、ESRS とはどのようなものであるのかを概観し、要点をまとめていただきました。

はじめに

昨今、各国でサステナビリティ開示の議論が活発化し、開示ルールの法制化が進んでいます。

日本では 2022 年 7 月 1 日に、財務会計基準機構の内部組織としてサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立されました。SSBJ は日本のサステナビリティ開示基準について、2023 年度中(遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで)に公開草案を公表し、2024 年度中(遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで)に確定基準を公表するという計画概要を発表しています^{*1}。

一方、EU 議会では 2023 年 1 月 5 日に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効し、次いで

2023 年 7 月 31 日に欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の最終化を採択しました。日本企業でも、EU 域内に一定の子会社(及びグループ)がある場合には当該 EU 拠点によるサステナビリティ情報の開示が必要になるほか、要件に合致した場合には日本の親会社を含む連結ベースでの開示を求められることになり、影響は大きいと考えられます。そこで本稿では欧州 CSRD/ESRS の概要についてご紹介します。

なお、本稿の内容は今後の EU 議会や EU 各国の国内法の審議状況によって変更される可能性があり、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを予めお断りします。

*1 サステナビリティ基準委員会 2023 年 3 月 2 日公表資料より

月刊

化学物質 管理



Vol.08 2023/8～2024/7

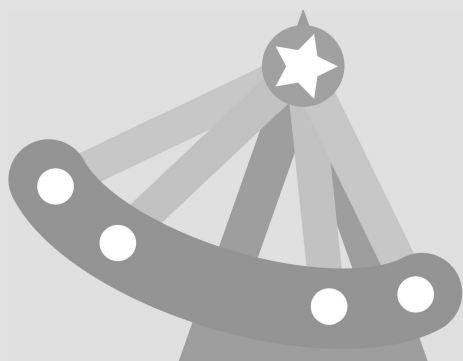
発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：49,500円
(税込(消費税10%)/
年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！
詳細・申込はホームページをご確認下さい。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします。



Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

充実の ラインナップ

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載